

# 利 用 料 金

(1) 居住に要する費用（20年間分） ご契約後に必要となる費用です  
※退居時は、国県指定の算定方式で入居年数に応じて返還があります。

・支払方式

【一括方式】 …①500万円

【分割方式】 …②一時金250万円の場合、月々の利用料に12,200円加算

…③一時金100万円の場合、月々の利用料に19,600円加算

…④一時金なしの場合、月々の利用料に24,000円加算

※④の場合は、入居時に保証金15万円必要

(2) 生活費 1ヶ月 46,090円

(11月～3月期の間、冬期加算として2,120円程度が別途加算されます)

※生活費の改定は、国、県で決定されます

※生活費には食費日額930円が含まれています

※食事を朝昼夕3食欠食された場合は日額930円を減額します。

(3) サービス提供に要する費用（平成30年4月1日より適用）

ご本人様の収入の年額 (年金、恩給、給与、不動産所得等の年収) (前年1月1日～12月31日までの期間が適用)		サービス提供に要する費用(円)
1	1,500,000以下	10,100
2	1,500,001～1,600,000	13,100
3	1,600,001～1,700,000	16,100
4	1,700,001～1,800,000	19,200
5	1,800,001～1,900,000	22,200
6	1,900,001～2,000,000	25,300
7	2,000,001～2,100,000	30,300
8	2,100,001～2,200,000	35,400
9	2,200,001～2,300,000	40,400
10	2,300,001～2,400,000	45,500
11	2,400,001～2,500,000	50,600
12	2,500,001～2,600,000	57,600
13	2,600,001以上	59,700

※サービス提供に要する費用は、ご本人様の収入から必要経費を控除した額で決定されます。

※必要経費は、以下の(1)～(3)となります。

(1) 租税(所得税、住民税など)

(2) 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料など)

(3) 医療費(生命保険などの給付金などで補てんされる場合は、

支払った医療費の総額から、給付金額を控除した額の全額が必要経費となります)

※サービス提供に要する費用の算定は、入居後と毎年3月に行います。

(4) 個人経費・実費

電話、電気、水道の各公共料金、親睦会費、互助会費、医療費、介護保険サービス費用、理美容費用、行事参加費等任意負担分は入居者様のご負担となります。